

世田谷区国民健康保険健康ポイント事業について（試行実施）

（付議の要旨） 世田谷区国民健康保険第2期データヘルス計画における個人の健康づくりを支援するインセンティブ制度として、令和4年度から試行実施予定の「世田谷区国民健康保険健康ポイント事業」について、事業内容（案）をまとめたので報告する。

1 事業概要

（1）目的

区は、世田谷区国民健康保険第2期データヘルス計画に基づき、被保険者の健康の保持増進のための保健事業を推進している。生活習慣病の予防のためには、被保険者が自らの健康状態を把握し、適切な行動をとることが重要であるが、健康への関心が低い人たちへのアプローチが課題となっている。

本事業は、医療費適正化・健康寿命延伸の観点から、このような健康無関心層に対して健康づくりへの行動変容を促すことを主な目的として、個人へのインセンティブ制度を導入する。対象者は、生活習慣病の発症リスクが高くなる40歳以上の被保険者とし、生活習慣病の早期発見・予防に繋がる取組みを実施した参加者へ健康ポイントを提供することで、新たな健康づくりのきっかけと習慣化を促す。なお、個人へのインセンティブ制度については、国の保険者努力支援制度で奨励されており、区の特健診等の実施率向上にも繋がることを期待される。

試行実施では、国のガイドラインでICTの活用が示されていることを踏まえて、身近なスマートフォンを使うこととし、せたがやPayのアプリを通じてポイントが提供される仕組みにより健康づくりを図る。

（2）対象者

世田谷区国民健康保険に加入している40歳～74歳の被保険者（年度末時点の年齢）

（3）参加費

無料

（4）取組み内容

ウォーキングの実施をメインとし、せたがやPayアプリの歩数管理機能（予定）等を活用し、一定以上の取組みを実施した参加者に対して抽選でせたがやPayのポイントを付与する。また、区の実施する特健診の受診を必須要件とし、その他の区が実施する保健事業等への参加に対してもポイントを追加する。当事業では、区の電子申請及びせたがやPayアプリにより、スマートフォンで手続きが完結できるものとする。

<必須の取組み>

- ・一定期間（1か月程度）のウォーキングの実施
- ・区の実施する特定健康診査の受診

<任意の取組み（加点要素）>

- ・区の特健指導の利用
- ・特定健康診査と同時に受診可能な肺がん検診、大腸がん検診の受診

- ・その他、自ら健診・人間ドック等を受診
 - ・生活習慣病予防教室（まちかどゼミ、おうちでトライ）への参加
 - ・糖尿病性腎症重症化予防事業（保健指導）の利用
 - ・ジェネリック医薬品の利用（保険証にジェネリックシールを貼る）
 - ・その他参加者自らが設定した健康目標の達成（歩数、食事管理等）
- ※追加要素となる取組みは、今後事業を展開する中で拡充を検討する。

(5) インセンティブの付与

ウォーキング等を実施し、区に報告があった参加者のうち、一定の基準を満たす者に対して抽選を行い、当選者に3,000円分(※)のせたがやPayのポイントを付与する。

※当選金額は区の実施する健康診査及び各種がん検診等を利用した場合の自己負担額を想定し設定。

【ポイント獲得の一例】※詳細は別紙ご案内（HP掲載用）イメージのとおり。

- | | |
|-------------------------------------|----------|
| 8,000歩のウォーキングを25日間実施 | …750ポイント |
| 自分で設定した健康目標（筋力トレーニングなど）を20日間実施 | …100ポイント |
| 特定健康診査の受診 | …300ポイント |
| →合計1,150ポイント(1,000ポイント1口で抽選に複数応募可能) | |

(6) 定員及び景品の当選数

定員：3,000人

当選数：3,000口

初年度は試行実施のため、他自治体の実施状況等を踏まえ定員を設定し、参加状況に応じて翌年度以降の実施規模を検討する。

(7) 事業実施期間

令和4年7月～11月

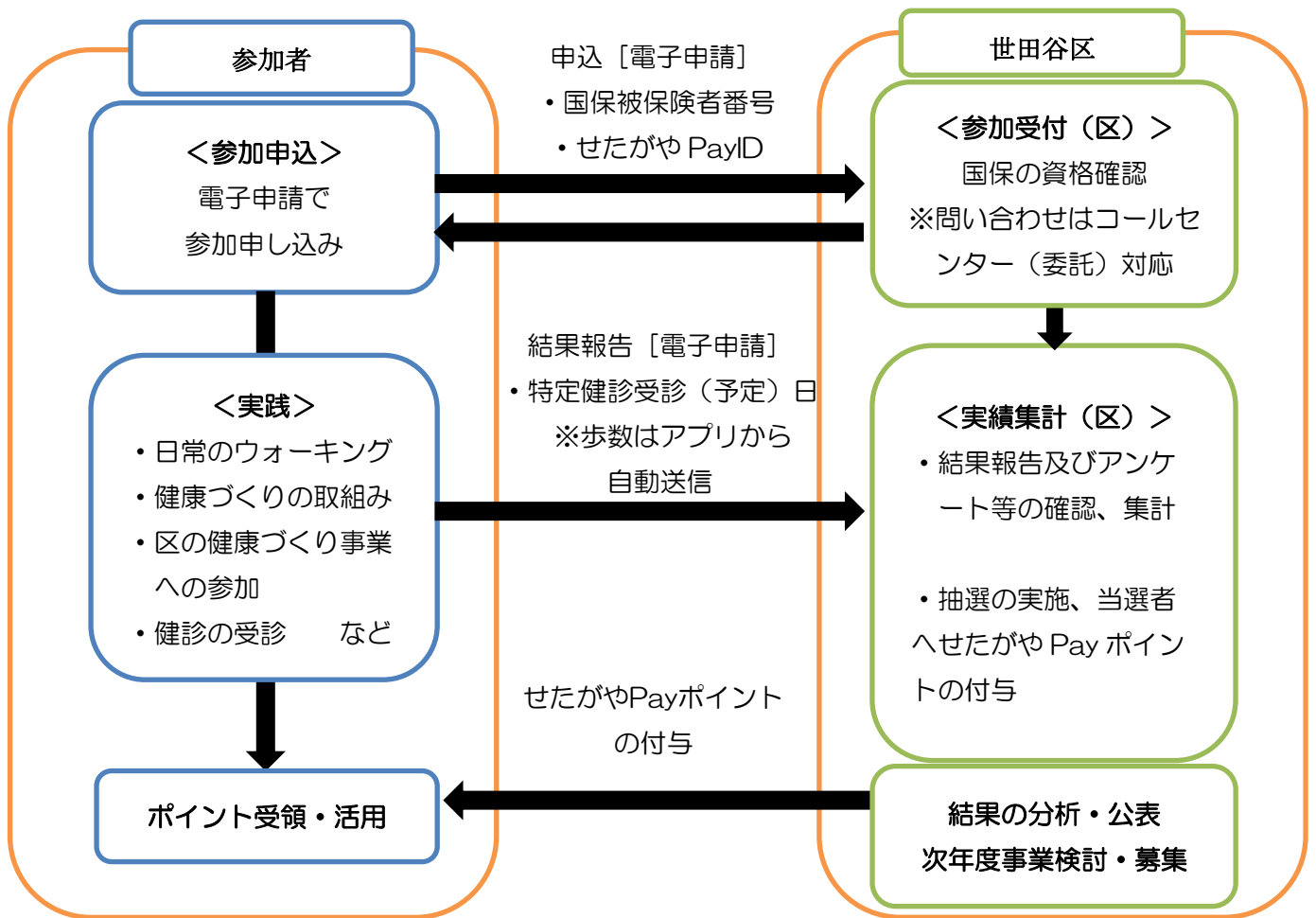
(抽選及び景品発送は12月以降を予定)

(8) 業務委託

周知後の問い合わせ対応について業務委託を予定している。

2 事業の流れ

- (1) 申請及び結果報告の一連の流れは、電子申請により実施し、必要に応じて区がスマートフォンの操作マニュアル等によるサポートを行う。
- (2) 事業実施周知後に問い合わせが集中することが想定されるため、周知後にコールセンターを開設し対応予定（業務委託による）。



3 区民への周知

- ・特定健康診査の案内とあわせて周知（5～6月発送）
→封筒等にPRを掲載し周知する。詳細はホームページに掲載（電子申請のページもあわせて周知）。
- ・特定健康診査の受診勧奨通知での周知（8月下旬予定）
- ・国保のしおり、国保だより等で周知
→PRを掲載し、詳細はホームページ参照とする。
- ・区ホームページで周知

4 効果検証

本事業の実施にあたっては、参加者から報告のあったウォーキングの実施結果や特定健診の受診について、せたがやPay アプリ上で管理されている歩数データや区の管理する特定健診結果情報システム等により取組み状況の確認を行う。

また、効果検証として、これまで健康づくりの取組みを実施してこなかった対象者が、どの程度健康づくりの取組みや健診の受診に繋がったのか利用者へのアンケートにより検証する。

なお、世田谷区国民健康保険における特定健診の受診者については、健診結果の数値や医療費の情報を東京都国民健康保険団体連合会（国保連）が提供するシステム上で確認が可能であることから、参加者の健診結果の経年変化や医療費への影響等について、システムを活用して中長期的に分析することで、本事業が個人の行動変容に寄与しているかを効果検証し、必要に応じて事業の見直しや対象者の範囲の

拡大を図る。

また、上記の効果検証にあたっては、参加申し込み等の際に参加者から同意を取った上で実施する。

主な評価指標	評価方法
本事業により新たに健康づくりの取組みを開始した参加者の人数・割合等	参加者からの結果報告及びアンケートによる (せたがやPay上の集計データで確認可能)
本事業により新たに健診を受診した参加者の人数・割合等	参加者からの結果報告及びアンケートによる (国保連システム上で確認可能)
事業参加者の健診結果(体重・腹囲など)の改善状況及び医療費の削減状況	国保連システム上で確認 ※経年比較が必要なため中長期的に評価

5 事業費

約 1,250 万円

【内訳】

事業委託料(コールセンター委託、ポイント付与委託) …約 350 万円

せたがやPayポイント(3,000円×3,000口) …900 万円

※本事業は国の保険者努力支援制度における評価対象であり、実績に応じて交付される交付金を財源とする(事業費とは連動しておらず、事業実施自体に対して一定の額が交付される)。

6 今後のスケジュール(予定)

令和3年度

9月 議会報告
12月 医師会等関係機関への情報提供
委託契約準備(入札)
周知原稿作成等

令和4年度

4月～ 委託事業者との契約開始
5月～ 対象者への周知
7月～ 参加者募集開始(先着順)・取組み開始(ウォーキング等)
12月～ 実績及びポイントの集計・確定
せたがやPayの付与
事後アンケート集計
1月～ 事業評価及び見直し 及び 次年度実施準備